

大規模小売店舗立地法届出の手引

(改訂版)

令和8年3月

沖縄県 商工労働部 中小企業支援課

【目次】

大規模小売店舗立地法に関する資料について	1
I 大規模小売店舗立地法の概要	2
1 目的	2
2 概要	2
3 立地法で使用する用語	2
4 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の概要	2
II 立地法による手続きの流れ	9
1 事前相談	10
2 立地法に基づく届出について	11
3 説明会、軽微な変更、届出事項変更届出について	15
III 届出書等の記載方法について	17
1 届出書作成の留意点	17
2 新設届出書の記載例	19
3 添付書類について	23
4 その他指針で規定する配慮すべき事項について	33
5 参考資料について	34
6 届出に添付する図面等について	34
7 立地法に係る県庁内関係課	35
8 届出書等チェックリスト	36
IV 変更の届出について	37
1 立地法附則第5条第1項に基づく届出が必要となる事項	37
2 届出が不要の変更事項	38
3 立地法の届出を行っていない大規模小売店舗の変更届出について	39
4 立地法施行時における店舗面積、開店時刻、閉店時刻等について	40
5 変更届出書の記載例（法第6条第1項、法第6条第2項、附則第5条第1項）	42
6 添付書類について	48
7 参考資料について	50

大規模小売店舗立地法に関する資料について

沖縄県内において、売場面積（小売業を行う面積）が千㎡を超える建物（以下、大規模小売店舗という。）を新設しようとする場合は、沖縄県に対し「大規模小売店舗立地法」に基づく届出を行う必要があります。届出を行うに当たって必要となる法律等の資料は下記のとおりです。

資料等の請求は、沖縄県商工労働部中小企業支援課（TEL：098-866-2343）までお問合せ下さい。

なお、沖縄県大規模小売店舗立地法運用要綱以外の資料については、経済産業省のホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibokouritenporittiho.html>)

(法律、政令、省令、告示)

- ・大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号）
- ・大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令（平成10年10月16日政令第326号）
- ・大規模小売店舗立地法施行令（平成10年10月16日政令第327号）
- ・大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年6月10日通商産業省令第62号）
- ・大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）

(解説)

- ・大規模小売店舗立地法の解説（平成19年5月）
- ・大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の解説（平成19年5月）
- ・大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集（平成19年5月）

(指針関係・ケーススタディ)

- ・交通対策に関するケーススタディ（本編）（平成12年12月）
- ・交通対策に関するケーススタディ（参考、付記）（平成12年12月）
- ・大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引について（本編）（平成12年9月）
- ・大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引について（参考資料）（平成12年9月）
- ・騒音の予測に係るケーススタディ（平成13年2月）
- ・大規模小売店舗における騒音対策（平成15年6月）

(その他)

- ・大規模小売店舗立地法第4条の指針再改定案の策定に当たって（平成19年1月19日）

(沖縄県の要綱)

- ・沖縄県大規模小売店舗立地法運用要綱（平成12年6月）

I 大規模小売店舗立地法の概要

1 目的

大規模小売店舗立地法（以下、「立地法」という。）は、平成12年6月1日から施行されました。

この法律は、大型店が地域社会との調和を図っていくためには、大型店への来客、物流による交通・環境問題等の周辺的生活環境への影響について適切な対応を図ることが必要との観点から、地方自治体が地域住民の意見を反映しつつ、大型店と周辺的生活環境との調和を図っていくための手続等を定めたものです。

その目的は、大規模小売店舗を設置する者に対し、その立地する場所周辺的生活環境を保持するため、施設の配置及び運営方法について適正な配慮を行うことを求めるものです。

2 概要

- (1) 対象となる大型店は、店舗面積1,000㎡超のもの。
- (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項は、地域社会との調和・地域づくりに関する以下の事項。
 - ア 駐車需要の充足その他による周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項（交通渋滞、駐車・駐輪、交通安全その他）
 - イ 騒音の発生その他による周辺的生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項
- (3) 本法の運用主体は都道府県、政令指定都市ですが、市町村の意思の反映を図るとともに、広範な住民等の意思表示の機会を確保しています。

3 立地法で使用する用語

(→「大規模小売店舗立地法の解説〔第4版〕（平成19年5月）」を参照して下さい。)

4 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の概要

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（以下「指針」という。）は、設置者が大規模小売店舗立地法の届出に関し、大規模小売店舗の特性から、配慮することが求められている具体的な事項を示すものであり、その趣旨と内容を十分に理解し届出を行って下さい。

以下、指針に規定する配慮すべき事項について記載しますが、詳細については指針及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の解説」（以下「指針の解説」という。）を参照して下さい。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

- 1 大規模小売店舗の立地に伴う周辺の地域的生活環境への影響について、予め十分

な調査や予測を行い、適切な対応を行う。

- 2 地域の住民等への適切な説明を行う。
- 3 都道府県からの意見に対し誠意ある対応を行う。
- 4 対応策について誠実に実効ある措置を講じ、小売業者、小売業者以外の事業者等による対応が必要な場合は、履行確保のための必要な措置を講ずる。
- 5 開店若しくは施設変更等の後においても、周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払う。

二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

1 周辺地域の住民の利便及び商業等の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

①駐車場の必要台数の確保

年間の平均的な休祭日（又は来客数が最大となる曜日）のピーク1時間に予想される必要な駐車台数を確保する。（算出方法は指針二1.(1)①を参照）

来客のための駐車場を従業員の通勤用の車や店舗の業務用の車、商品等の搬出入の車と共有する場合には、ピーク時の業務状況等を勘案しつつ、必要な駐車台数を追加する。

また、オフィス、マンション、飲食店、映画館、ボーリング場、ゲームセンター等の併設施設の利用者のための駐車場が小売店舗への来客用の駐車場と共用されるように設置される場合には、指針に示す考え方を参考に併設されている施設の利用者のための駐車台数を考慮して、「必要駐車台数」が確実に確保できるよう措置する。

②駐車場の位置及び構造等

イ 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

来客の自動車の方向別台数を予測し、経路設定（原則左折入庫）等も勘案した上で駐車場の出入口の数、位置を設定し、各出入口における入庫処理能力がピーク1時間に予想される来客の自動車台数を上回るような駐車場形式を選定する。

ロ 駐車待ちスペースの確保

駐車場の入口において、一時的に一度に相当数の来客の自動車台数に対応可能な駐車待ちスペースを確保する。

ハ 駐車場の分散確保

駐車場入口の入庫処理能力、来客の自動車の方向別の台数予測、当該入口に面する道路、直近交差点及び周辺交通の状況から、発生する駐車待ち行列の状況等を推定し、その結果、各駐車場周辺の道路の交通に明らかに大きな影響を与えると考えられる場合には、駐車場の分散確保を図る。

ニ. 駐車場出入口における交通整理

駐車場出入口における混乱を回避し、円滑な出入庫を促すために、必要に応じて交通整理員の配置や表示版・信号機の設置等の対策を行う。

③駐輪場の確保等

年間の平均的な休祭日（又は来客数が最大となる曜日）のピーク1時間に必要な駐輪場を原則として店舗の敷地内に確保する。

また、原動機付自転車についても、同様の対策を講じることが期待されている。

④自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車についても、年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐車場を確保し、その場所を明示すること等の配慮を行う。

⑤荷さばき施設の整備等

搬出入車両が公道に駐車し一般の交通が妨げられることのないよう店舗の敷地内に十分な施設を整備し、道路混雑負荷を低減するため計画的な搬出入を行う。

⑥経路の設定等

イ 来客の自動車の経路設定の留意点

- ・混雑の発生を最も小さくするような経路の設定
- ・生活道路等への経路の設定を回避
- ・来客の自動車による右折待ち渋滞の発生を回避
- ・駐車場への入出庫は、左折を原則とする

ロ 搬出入車両

→イと同様。

ハ バス等公共交通機関の乗降スペース

バス、タクシー等が公道に停車することにより周辺の円滑な道路交通を阻害することのないよう敷地内に来客の乗降のための駐車場を設置するよう努める。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

明らかに従来の通行の利便が損なわれるおそれがある場合あるいは公的計画に基づいて既に通行の利便確保のための事業が行われている場合について、当該大規模小売店舗の出入口の位置、敷地内の通路の位置について適切な工夫を行う。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進に努め、説明会又は店頭等で「廃棄物減量化」、「リサイクル」について、関係法令に基づき又は自主的な努力により実施している活動の内容を公表する。

(4) 防災・防犯対策への協力

地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場や敷地内空地の使用、生活物資や医薬品の供給、井戸水の使用その他自治体の防災対策への協力要請があった場合には、協定締結等も含め必要な協力を行う。

また、地域における防犯対策への適切な配慮を行う。

その際、併設施設における防犯・非行防止についても留意する。

2 周辺地域の生活環境の悪化防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

①騒音問題に対応するための対応策について

- イ 騒音発生源となる施設及び機器を住居に面して配置しないよう配慮
- ロ 荷さばき作業や営業宣伝活動に伴い発生する騒音への対策

ハ 付帯設備（冷却塔、室外機等、給排気口等）及び付帯施設等（駐車場）からの騒音及び廃棄物収集作業等に伴う騒音への対策

②騒音の予測・評価について

イ 予測・評価の対象となる騒音の種類と分類

- ・ 定常騒音（騒音レベルの変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音）
 (例) 冷却塔、室外機、給排気口等から発生する騒音
- ・ 変動騒音（騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音）

(例) 敷地内における自動車走行等による騒音

荷さばきの車両のアイドリング、後進警報ブザー等の騒音

廃棄物収集作業等に伴う騒音

BGM、アナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音

- ・ 衝撃騒音（一つの事象の継続期間が極めて短い騒音）

(例) 荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音

以上の騒音が予測の対象となりますが、その他著しい影響を与える機器が利用される場合には予測を行うものとする。

ロ 騒音の総合的な予測・評価方法

- ・ 予測地点：原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外において予測する。
- ・ 予測計算方法：平均的な状況を呈する日の昼間（午前6時～午後10時）及び夜間（午後10時～翌日の午前6時）における等価騒音レベルを、上記イの発生源ごとに騒音の継続時間を勘案して予測する。
- ・ 評価方法：予測値が「騒音に係る環境基準」の基準値（道路に面する地域以外の地域にかかる基準値）を超えないよう努めるものとし、予想される全体の騒音を評価する。

○「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）（抜粋）」

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)・AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域。

- ・ Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域。
- ・ Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域。
- ・ Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用

に供される地域。

ハ 発生する騒音ごとの予測・評価方法

「夜間（騒音規制法において予測地点に適用される夜間の時間帯）」において荷さばき作業・営業活動が行われる場合に予測・評価を行う。（全く行われない場合には予測・評価は不要）

また、夜間において併施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として対応策を講じることが期待されている。

- ・ 予測地点：大規模小売店舗の敷地の境界線（隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行う）とする。
- ・ 予測計算方法：平均的な状況を呈する日において、定常騒音の場合には「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音の場合には「騒音レベルの最大値」（騒音計の「時間重み特性F」を用いる）を予測する。
- ・ 評価方法：予測値が「騒音規制法における夜間の規制基準値」を超えないよう努め、「夜間」に見込まれるそれぞれの騒音を評価する。

※沖縄県内における「夜間」の時間帯について

- 「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和54年3月8日告示第95号）（抜粋）」第2表（2条関係）

左 欄	右 欄		
	昼 間 (午前8時～ 午後7時)	朝 夕 (午前6時～午前8時 午後7時～午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日の午前6時)
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

(注)・第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

- ・ 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ・ 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ・ 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

※予測地点について騒音規制法による地域の指定が行われていない場合の「夜間」の時間帯は、午後11時から翌日の午前5時とすることができる。

(2) 廃棄物に係る事項等

① 廃棄物等の保管について

廃棄物等の保管場所の位置や構造等に配慮した適切な管理により、散乱の防止、悪臭及び衛生上の問題等の発生を防止する。

併設施設の廃棄物等の保管施設が、大規模小売店舗と共用されている場合は、大規模小売店舗の保管容量が侵食されることのないよう、留意する。特に、飲食店が併設されている場合においては、生ごみ等の発生が見込まれるため、適正な保管容量の確保について留意する。

イ 保管のための施設容量の確保（算式中の各要素は指針二 2. (2) ①を参照）

廃棄物等の保管施設の容量については、廃棄物等の種類ごとに指針に示される分類に沿って、原則として指針に示す計算式に基づき、年間の平均的な時点における廃棄物等の排出予測量を算出する。

保管容量を満たしているか否かの判断は、下記の廃棄物等の種類の6分類の中から、当該店舗において排出が見込まれる廃棄物等の保管容量を確保し、生ごみのような特別の管理が求められるものについては、留意する。

また、下記の分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合には、別途、適切な保管容量を確保する。

なお、小売店舗以外の施設が併設されており、廃棄物等の保管施設を共有する場合には、かかる施設からの排出量についても類似施設の実績等を参考に予測を行い、保管施設の容量を算出する。

（廃棄物等の種類）

- ・紙製廃棄物等（ダンボール等再資源化の可能なものに限る。）
※主としてダンボールを想定、新聞紙やチラシ等を束ねてリサイクル用として運搬する場合にはここに含む。紙屑等は「その他の可燃性廃棄物等」に分類する。
- ・金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）
- ・ガラス製廃棄物等（ガラス製の容器等を指す。）
- ・プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）
- ・生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における食品廃棄物等を指す。）
- ・その他の可燃性廃棄物等

ロ 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等について

立地する地域の地方公共団体における廃棄物等の分別の状況等を考慮するとともに、中間処理及び搬出作業に伴う騒音、悪臭の影響を最小限とするよう配慮し、特に生ごみを排出する大規模小売店舗においては、保管施設の密閉性確保など、防臭・除臭のための適切な対策を行う。

② 廃棄物等の処理について

廃棄物の適正な処分が行われることが見込まれる業者に運搬を依頼し持ち出す段階までが、この法律の取り扱う範囲であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「悪臭防止法」等の他法令に沿った適正な対応を行う。

③その他廃棄物等に関連する対応方策について

鮮魚、生肉、油などを用いて調理する食品加工場を付設している場合は、その作業に伴い廃棄物等が発生するとともに悪臭や悪臭を伴う汚水等が生じることがあるため、十分な管理を行う。

また、併設施設から悪臭が発生する可能性がある場合には、併設施設の設置者と協力の上、同様の配慮を行うことが望ましい。

(3) 街並みづくり等への配慮等

立地場所周辺において明確な計画の下で環境整備が行われている場合に、大規模小売店舗の施設の配置や運営がそれらの取組みを阻害しないようにする。

また、市町村が策定する中心市街地活性化の基本計画や商店街振興組合等の高度化事業計画等の統一的なコンセプトによる外観づくり等の計画には適切な配慮を行う。

(地域における計画の具体例)

・景観計画

景観法第8条に規定されている。都市、農山漁村等における現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域、地域の自然、歴史、文化等からみて地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域等について、都道府県等が定めるもので、その計画には、景観計画区域、当該区域内における良好な景観の形成に関する方針とそのための行為の規制に関する事項等を定めることになっている。

・景観地区

景観法第61条に規定されている。都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため市町村が都市計画に定めるもので、景観地区に関する都市計画には、建築物の形態意匠の制限を定めるとともに、建築物の高さ、壁面の位置及び敷地の面積の限度等を定めることになっている。

・地区計画

都市計画法第12条の5に規定されている。地区計画は、整備・開発及び保全に関する方針と地区整備計画からなり、地区整備計画には、施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する事項を定めるものである。

・風致地区

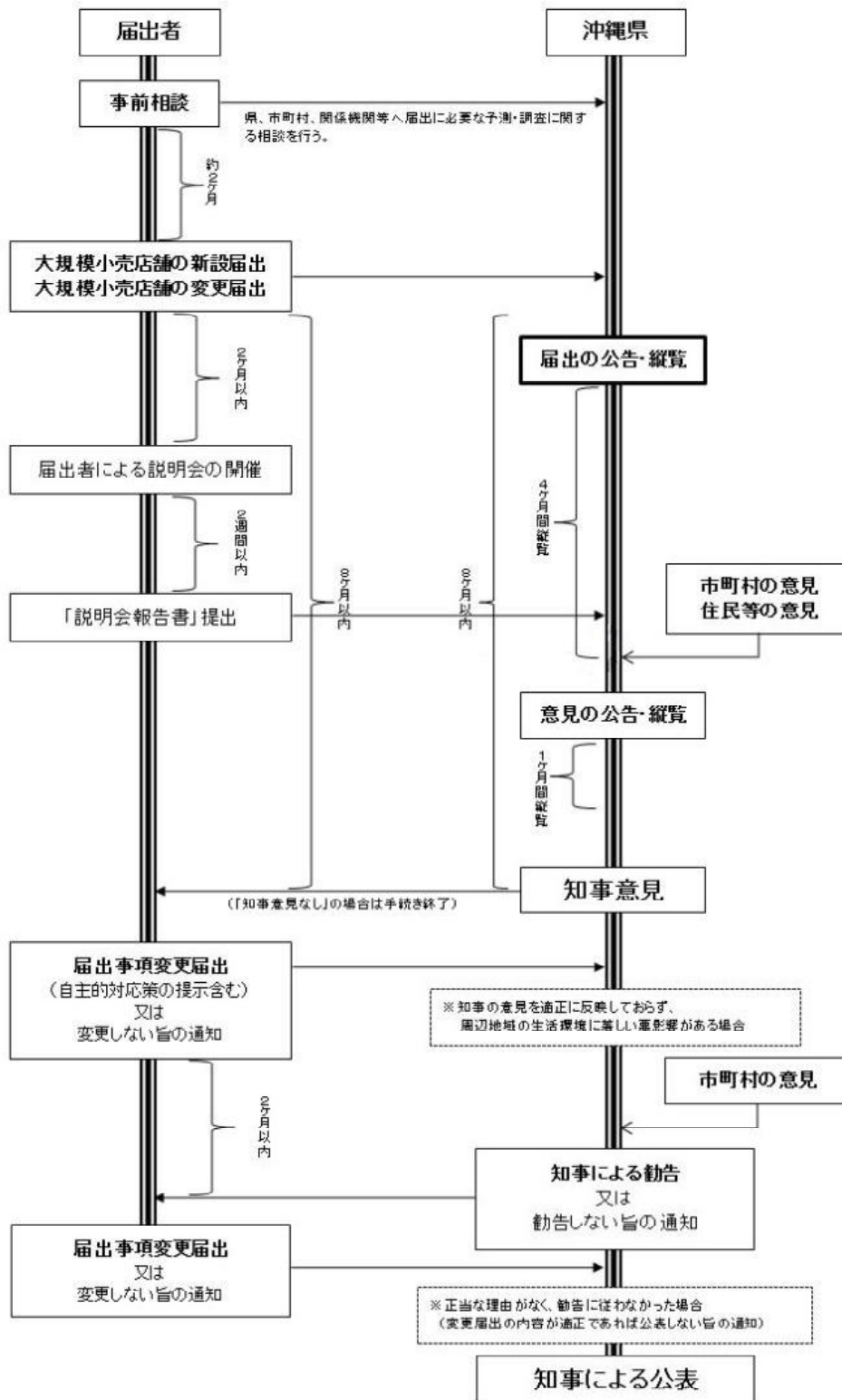
都市計画法第8条に都市計画に定める地区として規定されている。都市の風致を維持するために定める地区であり、自然的要素に富んだ土地の自然的景観をなるべく残そうとするものである。風致地区内の制限は、政令で定める基準の範囲内において都道府県等の条例で定められることとなる。

・街並み形成に関する条例

地方公共団体が、街並みの形成等の観点から制定する条例を指している。

さらに、屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮することが必要である。

II 立地法による手続きの流れ



○開店 (変更) までに要する期間は、事前相談に約2ヶ月以上、届出後知事意見まで8ヶ月、それ以降の手続きが加わると約12ヶ月以上となります。

※太字の手続きは公告・縦覧 (又は公告のみ) を行う事項

1 事前相談

事前相談は、法律で定められたものではありませんが、立地法の届出を行うに当たって、法の円滑な運用と他の関係法令との整合性を調整するために必要と考えておりますので、大規模小売店舗出店（又は変更）計画概要書（以下「計画概要書」という。）等を作成し可能な限り行って下さい。

→沖縄県大規模小売店舗立地法運用要綱（以下「運用要綱」という。）を参照して下さい。

なお、事前相談には約2ヶ月以上かかりますので、スケジュールには余裕をもって臨んでください。

(1) 事前相談の内容

ア 届出書の作成に必要な予測・調査に関する事項

予測・調査の方法やその範囲及びその結果をもとに周辺生活環境を保持するために講ずる対応策等について

イ 届出後に行う説明会に関する事項

説明会の対象となる範囲や開催の方法、及び説明会の開催日時を周知させるための公告の方法等について

ウ その他、法に関する相談等

(2) 事前相談先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

（その他に、庁内の関係課（本手引35頁参照）や国の関係行政機関、当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村等とも行う必要が生じる場合があります。）

(3) 事前相談の際に準備する書類等

ア 予測・調査に関する相談

店舗の新設（又は変更）計画の概要や事前相談を行いたい事項等を記載した計画概要書を作成して下さい。（運用要綱第3条 様式1）

イ 説明会に関する相談

説明会予定概要書を作成して下さい。（運用要綱第3条 様式2）

※その他、計画概要書及び説明会予定概要書には、広域見取図（当該大規模小売店舗の敷地から概ね半径2～3km圏内の道路状況、並びに学校・病院・消防署等公共的施設の状況を表示）や敷地内における大規模小売店舗の施設の配置状況に関する図面等を適宜添付して下さい。

(事前相談の際に準備する書類等の参考例)

事前相談を行う事項	必要な計画内容等	添付図面等
○交通量の予測調査の必要性、調査ポイントの確認等	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の面積及び併設予定の施設の営業内容等 ・敷地内の主な建物や店舗等の配置状況 ・「指針」等に基づき算出した必要駐車場台数及びピーク1時間当たりの自動車来台数と当該店舗の駐車場設置予定台数及び駐車場の形式 ・駐車場出入口の位置や形状及び来客車輛の案内経路の設定状況 ・各方面別からの来客自動車の割合予測等 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域の見取図：敷地から概ね半径2～3kmの交通状況等が分かるもの ・周辺図：敷地周辺の道路や住宅の状況等分かるもの（予定の来店経路等を示すこと） ・施設の配置図：敷地内の施設の配置状況と敷地に接する道路及びその周辺の状況が分かるもの ・都市計画図：都市計画法上の用途地域の指定や都市計画施設の配置等が分かるもの
○騒音の予測地点等	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音源の配置状況(冷却塔、室外機、給排気口等、駐車場、荷さばき施設、店外放送用の機器、廃棄物収集作業場所、その他騒音発生源の配置状況が分かるもの) ・敷地周辺の都市計画上の用途地域 ・敷地周辺の住居等の状況 ・営業時間 ・荷さばき施設の稼動時間帯 ・廃棄物の収集時間帯と頻度 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画図：都市計画法上の用途地域の指定状況が分かるもの ・騒音源の施設配置が分かる図面等 ・敷地に近接する4方向の住居状況等が分かる住宅地図等

2 立地法に基づく届出について

(1) 立地法に基づく届出を行う者

大規模小売店舗を設置する者が行います。

なお、区分所有している場合等、設置者が2人以上の場合は、これらの者全員の連名

で届出することとなります。

設置する者とは、当該建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含みません。

(2) 届出時期

大規模小売店舗を新しく設置する場合は、開店予定日の10ヶ月前（変更届出については本手引14頁表参照）を目安として下さい。

（立地法では、届出内容により届出から8ヶ月の開店（変更）の制限期間が規定されており、届出に対して知事意見が述べられた場合は、届出者が変更届出等を行ったあとさらに2ヶ月の開店（変更）制限期間があるため、届出から開店まで約10ヶ月の期間が必要となります。ただし、知事が意見を有しない旨通知した場合は、その時点で開店（変更）が可能となります。（本手引9頁「立地法による手続きの流れ」参照）

(3) 届出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県 商工労働部 中小企業支援課（県庁8階）

Tel:098-866-2343 Fax:098-866-4661 E-mail:aa052108@pref.okinawa.lg.jp

※届出を行う際には、事前に大規模小売店舗担当者までご連絡下さい。

(4) 届出に必要な部数

新設、変更に係る届出の部数は**13部（原本3部、複写10部）及び電子データ（PDF）**とします。

原本：中小企業支援課事務処理用、中小企業支援課縦覧用、市町村縦覧用

複写：庁内関係課審査用8部、市町村審査用、行政情報センター縦覧用

また、原本3部と行政情報センター縦覧用は、ファイル綴じにし、残りは全てホチキス止め等の簡易な綴りで提出して下さい。

なお、届出内容によって異なる場合もありますので、運用要綱を参考に、事前に上記届出先の担当者にご相談下さい。

(5) 届出の種類

ア 新設の届出（法第5条第1項）

新たに大規模小売店舗を設置する場合（建物の用途を変更して小売業を行う場合及び既存の小売店舗の売場面積を千㎡超とする場合を含む）

（届出書様式 施行規則第3条第3項 「様式第1」）

イ 変更の届出（法第6条第1項）

法に基づく届出を行った大規模小売店舗について、次の事項（法第5条第1項第1号、2号）の変更が生じた場合（変更後に届出）

（届出書様式 施行規則第6条 「様式第2」）

（ア）大規模小売店舗の名称及び所在地

（イ）大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ **変更の届出（法第6条第2項）**

法に基づく届出を行った大規模小売店舗について、次の事項（法第5条第1項第3号から第6号）の変更が生じた場合（変更前に届出）

（届出書様式 施行規則第7条第2項 「様式第3」）

《8ヶ月以上前に届出を行う事項》

（ア）大規模小売店舗の新設をする日（繰上げる場合）

※知事意見が「なし」の場合に繰上げる場合を除く

（イ）大規模小売店舗内の店舗面積の合計（増加する場合）

（ウ）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- a 駐車場の位置及び収容台数（減少する場合）
- b 駐輪場の位置及び収容台数（減少する場合）
- c 荷さばき施設の位置及び面積（減少する場合）
- d 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（減少する場合）

《変更の前日までに届出を行う事項》

（エ）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- a 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻（繰上げる場合）及び閉店時刻（繰下げる場合）
- b 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- c 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- d 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

エ **変更の届出（法附則第5条第1項）**

法の施行日（平成12年6月1日）時点で既に大規模小売店舗を設置している者が、立地法の施行日以降最初にウの事項（（ア）の事項を除く）に変更が生じた場合（変更前に届出）

※附則第5条第1項の届出の場合、法第6条第2項の「ただし書」が適用されないの
で、店舗面積の減少、駐車場・駐輪場の収容台数の増加、荷さばき施設の面積、廃
棄物等の保管施設の容量の増加の場合でも届出が必要になります。

（届出書様式 施行規則第20条 「様式第8」）

オ **廃止の届出（法第6条第5項）**

大規模小売店舗の売場面積を千㎡以下とする場合（廃止前に届出）

※一時的に千㎡以下となる場合を除く

（届出書様式 施行規則第9条 「様式第4」）

カ **承継の届出（法第11条第3項）**

法に基づき届出が行われた大規模小売店舗を譲り受けた場合（承継後に届出）

※相続又は合併により建物の所有者が変更となる場合を含む

（届出書様式 施行規則第19条 「様式第7」）

《大規模小売店舗に係る変更事項と届出》

	変 更 事 項	立地法 条項	施行規則 様式	届出時期
1	大規模小売店舗の名称及び所在地	第6条 第1項	様式第2 変更届出書	変更後遅滞な く届出
2	大規模小売店舗の設置者及び小売業者の 氏名・名称・住所、法人にあつては代表者 の氏名	〃	〃	〃
3	大規模小売店舗の譲渡を受けた場合、あ るいは設置者に合併・相続の事由が発生 した場合	第11条 第3条	様式第7 承継届出書	〃
4	大規模小売店舗の開店日を早める場合	第6条 第2項	様式第3 変更届出書	変更の 8ヶ月以上前
5	大規模小売店舗内の店舗面積を増加する 場合	〃	〃	〃
6	(施設の配置に関する事項) 駐車場の位置及び収容台数	〃	〃	〃
7	(施設の配置に関する事項) 駐輪場の位置及び収容台数	〃	〃	〃
8	(施設の配置に関する事項) 荷さばき施設の位置及び面積	〃	〃	〃
9	(施設の配置に関する事項) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	〃	〃	〃
10	(施設の運営方法に関する事項) 開店時刻を早める場合及び閉店時刻を 遅くする場合	〃	〃	変更前にあら かじめ届出
11	(施設の運営方法に関する事項) 来客が駐車場を利用することができる 時間帯	〃	〃	〃
12	(施設の運営方法に関する事項) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	〃	〃	〃
13	(施設の運営方法に関する事項) 荷さばき施設において荷さばきを行う ことができる時間帯	〃	〃	〃
14	大規模小売店舗の店舗面積を基準面積 (千㎡)以下とする場合	第6条 第5項	様式第4 大規模小売店 舗廃止届出書	〃

※1 ただし、法第6条第2項の届出で、本手引38頁《参考》に掲げる事項については、届出の必要はありません。

2 既存店（立地法施行時（平成12年6月1日）に、大店法に基づく届出を行い開店している大規模小売店舗）が上記の事項に変更がある場合は本手引37頁以降を参照して下さい。

3 説明会、軽微な変更、届出事項変更届出について

(1) 説明会について

立地法第7条第1項に規定する説明会は、当該大規模小売店舗の立地地点周辺の住民等に届出内容を周知することを目的としています。

説明会は、立地法に基づく届出後2ヶ月以内に開催しなければならないため、対象範囲、開催回数、日時及び場所については届出前に十分検討を行い、必要に応じて事前相談を行って下さい。

ア 対象範囲

立地地点より概ね半径1kmの範囲としますが、届出の内容、周辺の交通状況及び来客自動車の駐車場までの案内経路の設定状況等により異なります。

イ 開催回数

原則1回とします。

ただし、対象範囲の世帯数等から会場の収容人数が不足すると判断される場合等は、3回を上限として指定します。

ウ 説明会予定概要書

運用要綱第3条に規定する「説明会予定概要書（様式2）」で、公告する前までに提出を行い、立地法に基づく届出を行う際にも添付して下さい。

エ 公告方法

運用要綱第10条に規定する方法で、説明会予定概要書の提出後速やかに行って下さい。

オ 説明会終了報告

運用要綱第8条第2項に規定する「説明会報告書（様式4）」で、説明会の開催後2週間以内に行って下さい。

カ 掲示による説明会を行う場合

立地法第6条第2項に規定する変更届出について、施行規則第11条第2項の規定に該当するとする場合には、運用要綱第9条に規定する「掲示による説明会申請書（様式5）」を当該届出書に添付して下さい。

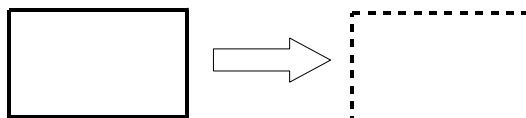
(2) 軽微な変更について

立地法第6条第2項に規定する変更届出について、同条第4項ただし書の規定による軽微な変更該当とする場合には、運用要綱第7条に規定する「軽微変更申請書（様式3）」を当該届出書に添付して下さい。

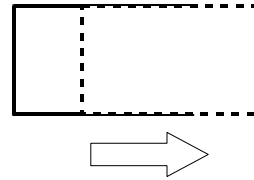
※軽微な変更とは、店舗に附属する施設（駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設、廃棄物の処理施設）の位置の変更であり、変更前と比較して生活環境に与える影響が変化しないことが要件となっています。

※店舗に付属する施設の位置の変更とは、当初設置していた場所と全く異なる場所へ新たに設置した場合をいいます。

ア 位置の変更となる場合（届出が必要）
異なる場所へ設置した場合



- イ 位置の変更とならない場合（届出不要）
設置場所を一部変更した場合



※このような変更を繰り返し、結果として当初の位置とは異なる場所への設置となる場合（アに該当することとなる場合）、当初の位置からの変更の届出が必要となります。

(3) 知事意見に対する変更届出等について

立地法第8条第7項に規定する知事意見後の「変更届出」あるいは「変更しない旨の通知」は速やかに行ってください。（立地法第8条第7項により、変更届出から2ヶ月経過した後でなければ新設（又は変更）ができません）

なお、変更届出に添付する書類は、当該変更に関するものを添付して下さい。

知事意見に対し変更しない旨の通知は、運用要綱第14条に規定する「届出事項の変更をしない旨の通知書（様式7）」を2部提出して下さい。

(4) 勧告に対する変更届出等について

立地法第9条第4項に規定する勧告後の変更届出についても、当該変更に関する書類を添付して速やかに行ってください。

また、変更届出を行わない場合は、運用要綱第16条第2項に規定する「勧告に対し変更をしない旨の通知書（様式8）」を2部提出して下さい。

Ⅲ 届出書等の記載方法について

1 届出書作成の留意点

(以下では新設の届出書について説明しますが、変更届出の際も適宜参照して下さい)
届出書及び添付書類は、原則全て縦覧に供しますので、閲覧者に記載事項が分かりやすいよう工夫して下さい(添付書類にインデックスラベルをつけるなど)。

また、届出書及び添付書類のサイズは日本工業規格A4としますが、添付書類の図面等規格外の書類は折り込んでA4サイズ以下にして下さい。

○ 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

建物設置者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写しと相違しないようにし、届出者が2人以上の場合は、建物設置者全員の連名で届出を行って下さい。

施行規則に規定される届出書、添付書類及び運用要綱で規定する申請書又は通知書等についての押印は不要です。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称を「(仮称)○○」で届出する場合は、正式な名称が決定した時点で立地法第6条第1項の変更届出書(施行規則様式第2)を提出して下さい。所在地は不動産登記法にいう地番とし、建物設置場所の地番が複数ある場合は、全て記載するか若しくは店舗部分の最も大きな部分を占める地番の1つを記載し末尾に「外」と記載して下さい。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

届出を行う大規模小売店舗において小売業者を行う者が複数ある場合、主な小売業者(店舗面積が千㎡を超える小売業者等)について記載し、末尾に「外」と記載し、施行規則第4条第1項第2号で規定される「主として販売する物品の種類」を記載する添付書類に全ての小売業者名等を記載して下さい。(本手引23頁参照)

※新設の届出において小売業者名等は原則全てを一括して届出しますが、一部が未定等の理由により一括して届出を行うことが困難な場合には、少なくとも核となる小売業者について届出を行って下さい。

なお、小売業者が決定した場合には、速やかに変更届出(法第6条第1項)を行って下さい。(店舗全体で主要取扱品の割合が変更となり指針に基づいて算出した廃棄物等の保管施設の容量を変更する場合は変更届出(法第6条第2項)を行って下さい。)

3 大規模小売店舗の新設(又は変更)をする日

当該大規模小売店舗内の小売業者が開店する予定日を記載し、小売業者によって開店予定日が異なる場合は、一番早い小売業者の開店予定日を記載して下さい。開店予定日は届出日から8ヶ月以降の日として下さい。(変更届出の場合は本手引14頁「届出時期」参照)

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

店舗面積は小数点以下を切り上げて記載して下さい。(例)1,234.4㎡→1,235㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

下記項目の施設位置については、別途添付書類の図面上に表示して下さい。

また、それぞれの施設が複数ある場合には図面上に符号を付し、届出書上には符号ごとに表形式等で記載し、表の末尾に合計欄を設けて下さい。

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の種類について、本手引20頁の例を参考に記載して下さい。また、軽自動車専用の駐車場台数、1台当たりの区画の面積等も参考までに記載して下さい。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

備考欄に、原動機付自転車が駐輪可能な台数を参考までに記載して下さい。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の面積には、搬出入車両が作業中に駐停車する場所及び荷さばき待ちの車両が待機するための専用の区画を含みます。台数は、当該店舗に搬出入を行う平均的な車両の大きさを想定した駐車可能台数を記載して下さい。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の容量の合計を記載して下さい。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

時刻は24時間表示で記載して下さい。また複数の小売業者があり、それぞれ開店時刻、閉店時刻が異なる場合には最も早い開店時刻と最も遅い閉店時刻を記載し、施行規則第4条第1項第2号に規定される「主として販売する物品の種類」を記載する添付書類に詳細を記載して下さい。(本手引23頁参照)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場ごとに利用できる時間帯が異なる場合には、利用可能な最も早い時刻と最も遅い時刻を記載し、表形式で駐車場ごとにそれぞれ添付書類の図面上につけた符号で区別し、利用可能時間帯を記載して下さい。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数を記載し、位置を添付書類の図面(建物の配置図)に表示して下さい。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設が複数あり稼働時間が異なる場合には、利用可能な最も早い時刻と最も遅い時刻を記載し、表形式で荷さばき施設ごとにそれぞれ添付書類の図面上につけた符号で区別し、稼働時間帯を記載して下さい。

2 新設届出書の記載例

様式第1 (第3条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	記入不要
※備考	

(新設) 届出書の記載例及び留意点

大規模小売店舗届出書

令和 年 月 日

(※届出日を記入)

沖縄県知事 殿

氏名又は名称及び

法人にあってはその代表者の氏名

住所 (法人の場合は所在地)

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：※(仮称)で届出を行う場合は、後日法第6条第1項に規定する変更届出を行って下さい。

所在地：※建物の所在地に係る地番が複数ある場合は、全て記載するか若しくは店舗部分の最も大きな部分を占める地番を記載して下さい。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称及び代表者名： ※小売業者が複数の場合には、主な小売業者について記載し、詳細については、施行規則第4条第1項第2号

住所 (法人の場合は所在地)： 「主として販売する物品の種類」を記載する添付書類に記載して下さい。

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※届出日から8ヶ月以降の開店予定日を記入して下さい。

※複数の建物があり、それぞれ開店予定日が異なる場合は、最も早い開店予定日を記載して下さい。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇㎡ (小数点以下を切り上げ)

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

※駐車場ごとの収容台数について記載し、位置は別紙図面等を添付して下さい。

符号	駐車場の種類 ※下記の駐車場の種類例を参考	収容台数	1台当たりの区画の面積(㎡)	位置
		(うち、軽自動車専用台数)	(うち、軽自動車専用区画)	
1	(例) 建物外平面駐車場 (自走式)	〇〇台	〇m×〇m=〇〇㎡	建物南側 (別紙△△頁〇〇図参照)
		(△△台)	(△m×△m=△△㎡)	
2	(例) 屋上等建物内設置方式(自走式)	〇〇台	〇m×〇m=〇〇㎡	店舗3階、R階 (別紙△～△頁〇〇図参照)
		(△△台)	(△m×△m=△△㎡)	
合 計		〇〇台		
		(△△台)		

(駐車場の種類例)

- ・建物外平面駐車場(自走式)
- ・地下駐車場(自走式)
- ・循環駐車場(機械式/専用建物)
- ・平面駐車場(機械式/専用建物)
- ・専用駐車場ビル(自走式)
- ・屋上等建物内設置方式(地下を除く)(自走式)
- ・循環駐車場(機械式/共用建物)
- ・平面駐車場(機械式/共用建物)

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

※駐輪場ごとの収容台数について記載し、位置は別紙図面等を添付して下さい。

符号	収容台数	備 考 (原動機付自転車が駐輪した場合の収容台数)	位 置
1	〇〇台	〇〇台	建物正面東側(別紙△△頁〇〇図参照)
合計	〇〇台	〇〇台	

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

※荷さばき施設ごとの面積について記載し、位置は別紙図面等を添付して下さい。

符号	面積	(うち、搬出入車両駐車スペース面積)	(搬出入車両の駐車可能台数)	位置
1	〇〇㎡	〇〇㎡	〇〇台	建物東側 (別紙△△頁〇〇図参照)
合計	〇〇㎡ (小数点第1位四捨五入)	〇〇㎡	〇〇台	

※荷さばき施設的面積には、搬出入車両が作業中に駐停車する場所及び荷さばき待ちのために待機するスペースを含みます。

※駐車可能台数は、当該店舗に搬出入を行う車両のうち、標準的な大きさを想定して記載して下さい。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

※廃棄物等の保管施設ごとの容量について記載し、位置は別紙図面等を添付して下さい。

符号	容量	位置
1	〇〇m ³	建物西側 (別紙△△頁〇〇図参照)
合計	〇〇m ³ (小数点第1位四捨五入)	

※「指針」に区分された廃棄物の種類ごとではなく、保管施設ごとの容量について記載して下さい。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 〇〇時 閉店時刻 △△時 (24時間表記、24時間営業の場合は「24時間営業」と記載)

※敷地内に複数の小売店舗の建物があり、開店時刻・閉店時刻が建物ごとに異なる場合は、それぞれ記載する必要があります。

(小売業者ごとに開店時刻・閉店時刻が異なる場合、最も早い開店時刻と最も遅い閉店時刻を記載し、詳細については施行規則第4条第1項第2号「主として販売する物品の種類」を記載する添付書類に記載して下さい。)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

〇〇時 ～ △△時 (例 8時30分～21時30分又は24時間)

※駐車場が複数あり、利用できる時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載して下さい。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

※駐車場ごとの出入口について記載し、位置は別紙図面等を添付して下さい。

符号	駐車場No. (配置図上に記載の番号) ← (5(1)で割り付けた符号)	出入口の数		位置
		入口	出口	
1	No. 1 - 建物外平面駐車場 (自走式)	○	○	建物西側 (別紙△△頁〇〇図参照)
2	No. 2 - 屋上等建物内設置方式(自走式)	○		
	合計	〇〇	〇〇	

※搬出入車両専用の出入口等、来客が使用しない出入口は含みません。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

〇〇時 ～ △△時 (例 8時 ～ 20時)

(複数の荷さばき施設がある場合)

符号	荷さばき施設可能時間帯
1	〇〇時 ～ 〇〇時

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の項目は記載しないこと。

3 添付書類について

法第5条第1項及び第6条第2項に基づく届出書への添付書類は、施行規則第4条に規定されています。

以下に、添付書類を作成する際の留意事項及び記載例を示しますが、他に分かりやすい記載方法があれば別の方法で作成しても構いません。ただし、それぞれの事項で説明を求めている内容については、必ず記載して下さい。

1 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

届出者を明らかにするために提出を求めています。法人の場合は代表権者の確認等を行いますので、届出書と相違が生じないようにして下さい。

届出者の登記事項証明書及び住民票（住民票抄本）は、届出書1部に届出日の3ヶ月前までの原本を添付し、残りの部数についてはその写しを添付して下さい。

2 主として販売する物品の種類

「主として販売する物品」は、廃棄物等の保管施設の容量を検討する際に必要となりますので、代表的な取扱い品目について記載して下さい。

（例：「衣料品」、「食料品」、「日用雑貨」、「カー用品」、「家電製品」等）

複数の小売業者がある場合は、小売業者の氏名又は名称及び所在地、代表者の氏名、主として販売する物品の種類、開店時刻、閉店時刻（個々の小売業者で異なる場合）等を一覧できるように記載して下さい。

また、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設を併設する場合には、駐車場の収容台数等を検討する際に必要ですので、その施設についても同様に記載して下さい。

（例）

図面 No.	小売業者の氏名又は 名称及び代表者の氏名	小売業者の所在地	主として販売す る物品の種類	開店 時刻	閉店 時刻
1F ①	(株)〇〇〇〇 代表取締役△△△△	〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号	衣料品	9:30	20:00

※小売店舗以外の施設を併設する場合も上記表と同様に適宜作成して下さい。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

建設予定敷地内における建物等の施設の配置状況及び建物内で小売業が行われる場所を以下の事項について図面（建物の配置図、平面図など）に記載し、図面には縮尺及び方角を表示して下さい。

（全部表示できない場合は、適宜図面を分けて下さい。）

(1) 建物の位置を示す図面（建物の配置図等を利用して作成して下さい）

ア 建物の位置図《広域見取図》（敷地から概ね半径2～3kmの範囲）

- ・周辺に学校や社会福祉施設等が立地している場合は、その位置

- ・周辺に大規模小売店舗や大規模な集客施設等が立地している場合は、その位置
- イ 建物の配置図《敷地内の配置図》
- ・敷地内の建物及び附属する施設（駐車場、駐輪場、荷さばき施設（搬出入車両の待機場所等を含む）、廃棄物等の保管施設）の位置
 - ・駐車場の出入口の位置並びに入庫及び出庫の動線
 - ・駐車場の入口に発券ブースを設置する場合、その位置とブースまでに確保される駐車待ちスペースの長さ
 - ・駐車場内に自動車の経路等を設定する場合、その内容と表示位置
 - ・駐車場及び駐輪場の駐車区画の配置状況
 - ・自動二輪車の駐車場所を設定する場合、その駐車区画の配置状況
 - ・交通整理員を配置する場合、その配置場所
 - ・敷地内にタクシー等が客待ちを行うスペースを設置する場合、その位置と停車可能台数
 - ・荷さばき車両専用の出入口を設置する場合、その位置
 - ・敷地面積

ウ 敷地内及び周辺の用途地域指定図(都市計画法上の用途指定がわかる都市計画図)

(2) 小売業を行うための店舗の配置を示す図面（平面図等を利用して作成して下さい）

- ・各階の小売業を行うための店舗に供される部分の配置（店舗ごとに区画が決まっている場合には、添付書類2の「主として販売する物品の種類」の小売業者ごとに同一の符号を付けて記載して下さい。）
- ・荷さばき施設の位置（屋内に設置する場合）
- ・廃棄物等の保管施設の位置（屋内に設置する場合）
- ・小売店舗以外の施設（併設施設）に使用する部分の用途（オフィス、マンション、飲食店、映画館、ボーリング場、ゲームセンター等）
- ・延べ床面積
- ・その他（特記事項があれば記載して下さい）

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 ※駐車場及び駐輪場の収容台数について記載して下さい。

(1) 駐車場について

《指針の計算式による場合》

計算式に用いる数値及び計算結果を記載して下さい。

(例)店舗面積：11,000㎡、利用者層が同一の併設施設面積：1,500㎡、商業地区、店舗所在地の属する市町村の人口30万人(前年度末日の住民基本台帳の人口)、駅（バスターミナル等）から300m（地図上の直線距離）

事項	数値	算出根拠等
S：店舗面積	11,000 千㎡	千㎡未満も小数点以下で表示
地区の区分	商業地区	用途地域：近隣商業地域 ※用途地域が複数にまたがる場合

		等は周辺の状況で判断しますので、事前に相談して下さい。
A：店舗面積当たり 日来店客数原単位	950	人口40万人未満 店舗面積 $\geq 5 \text{ km}^2$
B：ピーク率	14.4%	指針の数値
L：駅・バスターミナル等 からの距離	300m	駅・バスターミナル等名：
C：自動車分担率	60%	人口10万人以上40万人未満 $L \geq 300\text{m}$
D：平均乗車人員 (小数点第3位四捨五入)	2.05人/台	$1.5 + 0.05 \times 11.000 = 1.5 + 0.55 = 2.05$
E：平均駐車時間係数 (小数点第3位四捨五入)	1.45	$(65 + 2 \times 11.000) \div 60 = 87 \div 60 = 1.45$
S'：併設施設の面積		
①オフィス、マンション等の面積の合計	0 km^2	
②飲食店、ゲームセンター等の面積の合計	1.500 km^2	$S' < S \times 0.2$
③小売店舗以上の集客力を有する施設の面積の合計	0 km^2	

※「L：駅からの距離」については、モノレール駅、国際通りのバス停、バスターミナル等からの距離を記載して下さい。

○小売店舗へのピーク1時間当たりの自動車来台数(441台)

$$A \times S \times B \times C \div D = 950 \times 11.000 \times 14.4\% \times 60\% \div 2.05 = 440.42 \dots \text{台} \rightarrow 441 \text{台 (端数切り上げ)}$$

○必要駐車場台数(640台)

$$441 \times E (1.45) = 639.45 \text{台 (端数が出た場合小数点以下切り上げ)}$$

当該大規模小売店舗駐車場設置台数 ○○○台 \geq 必要駐車場台数 640台

※敷地内の駐車場設置台数

小売店舗に係る駐車場設置台数	台
小売店舗以外の施設(併設施設)に係る駐車場設置台数	台
従業員の通勤用の車及び業務用の車等	台
敷地内の駐車場設置台数	台

(その他記載する事項)

駐車場の分散確保の有無及びその理由(分散確保する場合)

※敷地外の駐車場設置台数

小売店舗に係る駐車場設置台数	台
----------------	---

小売店舗以外の施設（併設施設）に係る駐車場設置台数	台
従業員の通勤用の車及び業務用の車等	台
敷地外の駐車場設置台数	台

《指針の計算式によらない場合》

指針の計算式による必要駐車場台数を示した上で、①特別な事情の説明、②必要駐車場台数、③算出根拠等を記載して下さい。

(2) 駐輪場について

駐輪場の収容台数について記載し、備考欄には、原動機付自転車に換算した場合の収容台数を記載して下さい。

(例)

符号	駐輪場の収容台数(台)	備 考
1	〇〇台	原動機付自転車 約〇〇台等

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

方向別台数の予測、駐車場出入口の形式及び位置の設定状況には、添付書類6で求められる駐車場への案内経路の設定状況も併せて記載するようにして下さい。

以下に示す記載例では、①周辺見取図、②各案内経路別来台数割合の予測結果及び算出根拠、③交通量調査結果、④交差点交通量の予測結果、⑤出入口の形式に分けて記載する方法を示します。

①周辺見取図の作成

周辺見取図（敷地から概ね半径1kmの範囲又は事前相談において交通量を調査することと判断された範囲）を作成し、以下の状況が把握できるようにして下さい。（複数図面に記載可）

ア 来客の自動車の案内経路及び帰路（添付書類6に関連）

図面上に経路を矢印等で表示して下さい。

イ 店舗周辺の道路の種類（国道、県道、市道等）、幅員、車線数、信号機、交通規制、歩道及び横断歩道の状況等

店舗周辺及び駐車場の出入口が接する道路の状況等について表示して下さい。

ウ 経路案内板、駐車場の空き状況を示す表示板等を設置する場合、その設置場所（添付書類6に関連）

表示内容等については、添付書類6に記載して下さい。

エ 交通整理員を配置する場合、その配置場所（添付書類6に関連）

配置人数及び配置時間については、添付書類6に記載して下さい。

オ 交通量調査を行った交差点等の位置及び状況等

交通量の調査を行った交差点及びその状況等（車線数等）について表示して下さい。

カ 学校等の位置及び通学路

周辺見取図として作成した範囲内に学校がある場合、その位置とスクールゾーン（設定されている場合）の位置及びその時間帯を記載して下さい。

キ 周辺のバス路線及びバス停留所の位置

周辺見取図として作成した範囲内のバス路線及び最寄りのバス停留所等について、その位置等を記載して下さい。

ク 周辺の大規模小売店舗及び大規模な集客施設等の位置

ケ その他（上記以外に必要と思われるものについても適宜表示して下さい。）

（例）駐車場出入口周辺で、路上駐車が目立つところがあればその位置

②各案内経路別来台数割合の予測結果及び算出根拠

来店経路の設定状況を勘案しながら予測した各方面別（概ね4方向）の割合の結果及び算出根拠を記載し、予測に使用した資料等を適宜添付して下さい。

また、算出した割合と添付資料4で算出した「当該小売店舗へのピーク1時間当たりの自動車来台数」から、各駐車場の入口ごとの、ピーク1時間当たりの来台数の予測結果について記載して下さい。

③交通量調査結果について

来客の自動車の経路上の交差点（敷地周辺から最寄りの交差点又は事前相談において交通量調査を行うこととされた交差点）における交通量を時間帯（営業時間に前後1時間を加えた時間帯又は事前相談において調査することとされた時間帯）別及び調査地点別に、平日及び休日の調査結果を作成して下さい。

（例）

地点	1（周辺見取図上の符号）			測定地点概略図		
調査日	○年○月○日（○曜日）					
天候	晴れ					
摘要	交差点の右左折帯の有無やその長さ、交通量のピーク及び信号待ち行列の状況等					
時間帯\方向	1	2		1 1	1 2	合計
8時台						
9時台						
20時台						
21時台						
合計						

④交差点交通量の予測結果について

交通量調査で得られた結果に、方向別来台数の予測結果を勘案し、出店後の増加交通量の予測を交差点別に作成して下さい。

（例）来店ルートとされた各交差点のピーク時の交通量

現状交通量	台/時
-------	-----

出店後の増加交通量	(併設施設の交通量も加算)	台/時
合計交通量		台/時
来店総数に対する割合		%

(例) 来店ルートとされた各交差点の飽和度

交差点符号	
現状	
出店後	

⑤ 出入口の形式について

(自走式平面駐車場で発券ブース等のない駐車場は、記載の必要なし)

ア 駐車場の入庫処理能力

(例) (出入口が複数ある場合は、各々について符号で区別し記載して下さい)

符号	1時間当たり 入庫処理能力(台)	ピーク1時間に予想される 来客の自動車台数(台)
	算出根拠:	
	算出根拠:	

※入庫処理能力については、メーカーより提供される1台当たりの処理時間に乗客の乗降時間等を加えたものとする。(参考値:「指針二1.(1)②イ」参照)
併設施設があり、その施設の利用者の自動車台数が相当数見込まれる場合であって、出入口が共用されるときは、その自動車台数も考慮する。

イ 敷地内駐車待ちスペース

(例) (出入口が複数ある場合は、各々について符号で区別し記載して下さい)

符号	駐車待ち スペース の有無	駐車待ち スペース (m)	発券ブー ス等の有 無	必要駐車 待ちスペ ース(m)	駐車待ちスペース「無し」 の場合の理由と対策
	有・無		有・無		
	算出根拠:				
	有・無		有・無		
	算出根拠:				

(指針の計算式)

「各入口に必要な駐車待ちスペース」 = (当該入口の1分当たりの来台数 × 1.6
- 当該入口の1分当たり入庫処理可能台
数) × 6 (m: 平均車頭間隔)

※指針に示す計算式以外で駐車待ちスペースを設定する場合には、計算式及びその算出根拠の説明等を記載して下さい。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

来店経路の案内表示の方法、表示場所、交通整理員に係る事項（配置場所ごとの人数、配置する時間帯等）を記載した書類を作成して下さい。

※方面別の案内経路及び案内表示や交通整理員を配置する場合は、添付書類5の「周辺見取図」に記載して下さい。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

時間帯別の搬出入車両の台数をその大きさごとに分けて記載し、各々の平均的な荷さばき処理時間を記載して下さい。

（例）（荷さばき施設が複数ある場合は、施設ごとに符号で区別し作成して下さい）

荷さばき施設No.				
時間帯	車両の大きさ	車両台数(台)		平均的な処理時間(分)
8:00 ～ 9:00	○ t 未満 ○ t 以上 ○ t 未満 ○ t 以上	○○台 ○○台 ○○台	計○○台	○○分 ○○分 ○○分

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

遮音壁を設置する場合は、その位置及び高さ等について記載して下さい。

（例）

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
	m	m		

※遮音壁の位置は、添付書類9の「施設配置図《騒音用》」の図面上に記載して下さい。

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面

冷却塔、室外機、送風機等の設備を設置する場合は、それらの稼動時間帯及び位置等について記載して下さい。

（例）

No	項目	稼動時間帯	位置

※冷却塔、室外機、送風機等の騒音源の設置場所は、施設配置図《騒音用》に符

号をつけて表示して下さい。

ア 施設配置図《騒音用》

- ・冷却塔、冷暖房設備の室外機、送風機の位置
- ・荷さばき施設、駐車場等の騒音発生源の位置
- ・遮音壁を設置する場合は、その位置（添付書類8に関連）
- ・等価騒音レベルの予測地点
- ・騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測地点

イ 施設配置図《廃棄物等に関する施設用》

- ・廃棄物等の保管施設の位置（屋外に設置する場合）
- ・廃棄物等の処理施設の位置（設置する場合）

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

予測対象とした騒音源とそれぞれのパワーレベル、昼間と夜間の等価騒音レベルを記載し、添付資料9の「施設配置図《騒音用》」に予測地点を表示して下さい。

また、指針に示された予測式等に基づく計算過程は別途添付して下さい。

(例)○騒音の総合的な予測・評価結果（予測地点：建物の周囲からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点、又は立地可能な住居等の屋外）

地点	地域の類型 (用途地域)	環境基準値 (dB)		予測値 (dB)			評価
				一般住居等		高層住宅等 (注)	
				遮音壁無	遮音壁有		
		昼間					
		夜間					
		昼間					
		夜間					
		昼間					
		夜間					

(注) 高層住宅等が隣接している場合等で、遮音壁を設置してもその効果の及ばない高層住宅における騒音についての予測値

○騒音発生源の騒音レベル

騒音源		騒音のパワーレベル	騒音のピーク値 (最大値)	稼働時間
定常騒音				
変動騒音				
衝				

撃騒音			
-----	--	--	--

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

夜間（騒音規制法において予測地点に適用される「夜間」）において発生することが見込まれる騒音について予測結果を記載し、計算過程は別途添付して下さい。

※騒音規制法における「夜間」（本手引6頁参照）に小売業を行う場合のみ作成して下さい。

(例)発生する騒音ごとの予測・評価結果(予測地点：大規模小売店舗の敷地境界線で、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行う。)

騒音発生源	地域の 類型	夜間の規制基準値 (dB)	予 測 値 (dB)		評 価
			遮音壁無	遮音壁有	
定 常 騒 音	冷却塔				
	室外機				
	給排気口				
	その他				
変 動 騒 音	自動車走行等				
	荷さばき作業のための車両のアイドリング				
	荷さばき作業のための車両の後進警報ブザー等				
	廃棄物収集作業等				
	BGM、アナウンス等				
	その他				
衝 撃 騒 音	荷下ろし音				
	台車走行音等				
	その他				

※夜間において併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として対応策を講じることが期待されている。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(例)

○廃棄物等の排出予測量

--	--	--	--	--

廃棄物の種類	S:店舗面積 (千㎡)	指針 原単位	A: 1日当たりの 廃棄物等の排 出予測量 (t)	B: 平均保管 日数 (日)	C: 見かけ比 重 (t/㎡)	D: 排出予測 量 A×B÷C (㎡)
紙製 廃棄物等	6千㎡以下		0.208			
	6千㎡超		0.011			
	計					
金属製廃 棄物等	6千㎡以下		0.007			
	6千㎡超		0.003			
	計					
ガラス製 廃棄物等	6千㎡以下		0.006			
	6千㎡超		0.002			
	計					
プラスチ ック製廃 棄物等	6千㎡以下		0.020			
	6千㎡超		0.003			
	計					
生ごみ等	6千㎡以下		0.169			
	6千㎡超		0.020			
	計					
その他の可 燃性廃 棄物等			0.054			
	計					
合 計						

○併設施設から排出される廃棄物等を含めた排出予測量

廃棄物の種類	D 小売業からの 廃棄物等排出 予測量 (㎡)	※E 併設施設からの 廃棄物等排出予 測量 (㎡)	F 大規模小売店舗全 体の廃棄物等排出 予測量 (D+E) (㎡)	G 大規模小売店舗 に設置される廃 棄物等保管施設 容量 (㎡)
紙製廃棄物等				—
金属製廃棄物 等				—
プラスチック 製廃棄物等				—
ガラス製廃棄 物等				—
生ごみ等				—
その他の可燃 性廃棄物等				—

合 計				
-----	--	--	--	--

※併設施設の廃棄物等の保管施設が、大規模小売店舗と共用される場合には、Eについても予測し、その算出根拠等を別途記載し、参考資料として下さい。

また、指針の計算式及び原単位以外の方法で算出する場合には、指針の計算式で算出した保管容量を示した上で、合理的な理由を付して計算値を修正して下さい。

○上記分類以外の廃棄物等（廃家電や粗大ごみなど）の排出が見込まれる場合には、その排出予測量を別途記載し、参考資料として下さい。

4 その他指針で規定する配慮すべき事項について

次に掲げる事項は、指針に配慮すべき事項として規定される事項のうち、届出書又は添付書類には直接記載される事項ではありませんが、立地法第8条第4項に基づく「意見」の対象となりますので別途記載した書類を添付して下さい。

(1) 店舗内の小売業者（テナント）の協力体制（本手引3頁、指針一4.参照）

テナントの協力を確実に担保するための必要な措置について記載して下さい。

なお、立地法の意見・勧告の対象となるものではありませんが、併設施設を有する場合、併設施設の事業者の協力を得るための必要な措置についても記載して下さい。

※関連する添付書類・・・「添付書類2」

(2) 歩行者の通行の利便の確保等について（本手引4頁、指針二1.(2)参照）

歩行者の通行の利便のために行う対応策等について記載して下さい。

※関連する添付書類・・・「添付書類6」

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮（本手引4頁、指針二1.(3)参照）

廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進計画について、近隣住民への情報公開の計画について記載して下さい。

※関連する添付書類・・・「添付書類12」

(4) 防災・防犯対策への協力について（本手引4頁、指針二1.(4)参照）

防災協定締結要請がある場合や締結済み又は締結を予定している場合は、その内容等について記載して下さい。

また、防犯に関して配慮している内容等について記載して下さい。

なお、立地法の意見・勧告の対象となるものではありませんが、併設施設を有する場合、併設施設の事業者の協力を得て行う配慮についても記載して下さい。

(5) 騒音問題への対応策について（本手引4頁、指針二2.(1)①参照）

騒音の発生を防止又は緩和させるために行う対応策について記載して下さい。

※関連する添付書類・・・「添付書類10及び11」

(6) 廃棄物等の運搬や処理及び廃棄物等に関する対応方策について（本手引7頁、指針二2.(2)②及び③参照）

廃棄物の処理計画について記載して下さい。

①運搬予定業者

②敷地内での処理計画の有無

③悪臭対策

④食品加工場等を付設する場合の悪臭を伴う汚水処理について

※関連する添付書類・・・「添付書類12」

(7) 街並みづくり等への配慮等（本手引 8 頁、指針 2. (3) 参照）

街並みづくり等の公的な計画の確認状況、夜間の屋外照明等について記載して下さい。

また、適宜建物の完成予想図（建物の景観、広告塔の位置、広告塔照明、屋外照明の位置等について表示）等を添付して下さい。

5 参考資料について

参考資料は、届出書及び添付書類を補足するための資料でありますので、以下の該当する項目について、記載して下さい。

(1) 併設施設を含めた必要駐車台数について（本手引 3 頁、指針 1. (1) ①参照）

併設施設の利用者のための駐車場が小売店舗への来客用の駐車場と共用されるように設置される場合、指針に示す考え方を参考に、併設施設を含めた必要駐車台数及びその考え方を記載して下さい。

※関連する添付書類・・・「添付書類 4」

(2) 駐輪場の収容台数の算出根拠について（本手引 3 頁、指針 1. (1) ③参照）

駐輪場の収容台数の算出根拠を記載して下さい。

※関連する添付書類・・・「添付書類 4」

(3) 自動二輪車の駐車場の確保について（本手引 4 頁、指針 1. (1) ④参照）

自動二輪車の駐車場の設置の有無について記載し、収容台数の算出根拠を記載して下さい。

(4) 6 分類以外の廃棄物等の保管施設の容量について（本手引 6 頁、指針 2. (2) ①参照）

添付書類12に示す 6 分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合には、その保管施設の容量の算出根拠を記載して下さい。

6 届出に添付する図面等について

本手引書及び運用要綱等で添付する図面等は次のとおりです。それぞれの図面には縮尺表示及び方角の表示を行って下さい。

(1) 事前相談における図面

ア 広域見取図（運用要綱 vii 頁）

当該大規模小売店舗の敷地から概ね 2 ～ 3 km 圏内の道路状況、並びに学校・病院・消防署等公共的施設の状況を表示して下さい。

イ 用途地域指定図（運用要綱 vii 頁）

当該大規模小売店舗の敷地及び周辺の、都市計画法上の用途地域の指定状況を表示して下さい。

(2) 届出書に添付する図面

ア 建物の位置図《広域見取図》

当該大規模小売店舗の敷地から概ね半径2～3km圏内の学校や社会福祉施設、大規模小売店舗等の位置を表示して下さい。

イ 建物の配置図《敷地内の配置図》

敷地内の建物及び附属する施設（駐車場、駐輪場、荷さばき施設（搬出入車両の待機場所等を含む）、廃棄物等の保管施設）の配置状況及び来退店車両と搬出入車両の出入口に関する位置及び同出入口に面する道路状況（区画線等）を表示して下さい。

ウ 都市計画法上の用途地域指定図

敷地内及び周辺の用途地域の指定状況等を表示して下さい。

エ 建物の平面図

建物において小売業及び小売業以外の用に供される面積や配置の状況、その他屋内に設置される荷さばき施設等を表示して下さい。

オ 周辺見取図

当該大規模小売店舗の敷地から概ね1km圏内の道路状況がわかるもので、主に周辺の交通に関する状況を表示して下さい。

カ 施設配置図《騒音用》

遮音壁の位置、騒音源や騒音の予測地点の位置並びに荷さばき施設の位置や面積、搬出入車両の出入口等について表示して下さい。

キ 施設配置図《廃棄物等に関する施設用》

廃棄物等の保管施設、処理施設の位置等について表示して下さい。

ク 建物完成予想図等

建物の景観、広告塔の位置、広告塔照明、屋外照明の位置等について表示して下さい。（複数図面可）

7 立地法に係る県庁内関係課

	部局名・課（室）名	電話番号
交通・道路・その他	土木建築部 道路街路課	098-866-2390
	〃 道路管理課	098-866-2665
	〃 都市計画・モノレール課	098-866-2408
	〃 建築指導課	098-866-2413
	沖縄県警察本部 交通部 交通規制課	098-862-0110 (代表)
騒音	環境部 環境政策課	098-866-2183
	〃 環境保全課	098-866-2236
廃棄物	〃 環境整備課	098-866-2231

※立地法の届出に関する上記以外の連絡先等については、商工労働部中小企業支援課（098-866-2343）にお問い合わせ下さい。

※届出内容によっては出先機関との事前相談を必要とする事がありますので、各課担当にご確認ください。

8 届出書等チェックリスト

1	届出書		施行規則に規定する届出書
2	説明会予定概要書		運用要綱第3条(様式2)
3	軽微変更申請書又は説明会開催不要申請書		運用要綱第3条第2項(様式1) 運用要綱第9条第1項(様式5)
(交通等に係る事項)			
4	必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠		施行規則第4条第1項第4号
5	施設配置図(駐車場に係る事項用)		
6	周辺見取図		
7	交通量調査結果		
8	交差点交通量の予測結果		
9	出入口の形式について		
10	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法		施行規則第4条第1項第6号
11	歩行者の通行の利便の確保等について		指針 二1.(2)
12	施設配置図(荷さばき施設用)		
13	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		施行規則第4条第1項第7号
(騒音に係る事項)			
14	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及びその算出根拠		施行規則第4条第1項第10号
15	夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠		施行規則第4条第1項第11号
16	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面		施行規則第4条第1項第9号
17	施設配置図(騒音用)		
18	遮音壁を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面		施行規則第4条第1項第8号
19	騒音問題への対応策について		指針 二1.(4)
(廃棄物等に係る事項)			
20	必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための、廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠		施行規則第4条第1項第12号
21	施設配置図(廃棄物等に関する施設用)		
22	廃棄物等の運搬や処理及び廃棄物等に関連する対応策について		指針 二2.(2)及び(3)
23	廃棄物減量化及びリサイクルについての計画		指針 二1.(3)
(その他)			
24	届出者の登記事項証明書又は住民票の写し		施行規則第4条第1項第1号
25	主として販売する物品の種類		施行規則第4条第1項第2号
26	建物平面図		
27	防災・防犯対策への協力について		指針 二1.(4)
28	街並みづくり等への配慮等		指針 二2.(3)
29	建物完成予想図等		
30	広域見取図		大規模小売店舗出店計画概要
31	用途地域指定図		大規模小売店舗出店計画概要

IV 変更の届出について

(用語の定義)

大店法：「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(昭和48年法律第109号)

大規模小売店舗：店舗面積が基準面積(千㎡)を超える店舗

既存店：立地法施行時(平成12年6月1日現在)に、大店法に基づく届出を行い開店している大規模小売店舗

経過措置期間：平成12年6月1日から平成13年1月31日までの期間

経過措置期間内に開店(又は増床)する店舗：大店法に基づく届出を行い、経過措置期間内に開店又は増床を行う大規模小売店舗

生協・農協等：立地法において新たに大規模小売店舗と定義される大店法の届出を行っていない大規模小売店舗

立地法による届出を行った店舗：立地法第5条第1項(新設の届出)、第6条第2項(変更の届出)、附則第5条第1項(附則第5条第3項において準用する場合を含む。)(変更の届出)の届出を行った大規模小売店舗

1 立地法附則第5条第1項に基づく届出が必要となる事項

「既存店」、「経過措置期間に開店(又は増床)する店舗」、「生協・農協等」は、立地法施行後に次の事項について変更がある場合には全て立地法附則第5条第1項の届出が必要になります。(立地法第6条第2項のただし書き(省令で定める届出不要事項)は適用されません。)

届出を行った後は、大規模小売店舗立地法の体系に組み込まれることになり、その後の変更については省令で定める届出不要事項を除いて立地法第6条第2項に基づき変更届出を行うこととなります。

- (1) 店舗面積の合計(減少する場合も含む)：立地法第5条第1項第4号
- (2) 施設の配置に関する事項：立地法第5条第1項第5号
 - ア 駐車場の位置及び収容台数(増加する場合も含む)
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数(")
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積(")
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量(")
- (3) 施設の運営方法に関する事項：立地法第5条第1項第6号
 - ア 小売業者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻を遅くする場合、閉店時刻を早くする場合も含む)
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

《参考》省令で定める届出不要事項（附則第5条第1項の届出の際は適用されません）
施行規則第七条 法第六条第二項の経済産業省令で定める変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

- 一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- 二 都道府県が法第八条第四号の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
 - イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項の規定による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計
 - ロ 法第六条第二項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
- 五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- 六 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- 七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- 八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

※「一時的な変更」とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいう。

（例）事故や災害時における施設の位置や開閉店時刻の変更、特別な地域行事が行われる時期における開閉店時刻の変更、店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更等

2 届出が不要の変更事項

「既存店」、「経過措置期間に開店（又は増床）する店舗」、「生協・農協等」が、立地法附則第5条第1項の届出を行う前に、次の事項を変更する場合は届出不要です。

（立地法附則第5条第1項の届出を行った後に次の事項について変更が生じた場合は、立地法第6条第1項の変更届出が必要となります。）

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地：立地法第5条第1項第1号
- (2) 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名：法第5条第1項第2号

3 立地法の届出を行っていない大規模小売店舗の変更届出について

立地法の体系に組み込まれていない店舗（立地法附則第5条第1項の届出を行っていない大規模小売店舗）が、立地法第5条第1項に規定する届出事項を変更した場合の届出の要否については次表のとおりです。

なお、立地法第6条第5項に規定する店舗面積を基準面積（千㎡）以下とする場合の廃止届出については、立地法施行時に基準面積を超える全ての大規模小売店舗について届出が必要となります。

第5条 第1項	変更事項	既存店又は生協・農協等で、立地法附則第5条第1項の届出を行っていない店舗	立地法に基づく届出（第5条第1項、附則第5条第1項）を行った店舗
第1号 第2号 関係	1. 大規模小売店舗の名称及び所在地の変更	届出不要	第6条第1項の届出が必要
	2. 建物設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	届出不要	第6条第1項の届出が必要
第4号 関係	3. 店舗面積の減少（基準面積（千㎡）以下となる場合を除く）	附則第5条第1項の届出が必要	届出不要
	4. 店舗面積の増加 ----- (店舗面積の1割又は千㎡の内、小さい面積の増加)	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要 ----- 届出不要
	5. テナント（小売業者）の入れ替え ----- (施設の配置及び運営方法に変更がある場合)	届出不要 ----- 附則第5条第1項の届出が必要	第6条第1項の届出が必要 ----- 上記届出と、第6条第2項の届出が必要 ※注1
	6. 駐車場・駐輪場の位置、収容台数の変更 ----- (収容台数の増加)	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要 ----- 届出不要
第5号 関係	7. 荷さばき施設の位置、面積の変更 ----- (荷捌き施設面積の増加)	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要 ----- 届出不要
	8. 廃棄物等の保管施設の位置、容量の変更 ----- (廃棄物保管容量の増加)	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要 ----- 届出不要
第9号	9. 開店時刻及び閉店時刻の変更 ----- (開店時刻繰下げ又は閉店時	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要 ----- 届出不要

6 号 関 係	刻の繰上げ ※注2)		
	10. 駐車場を利用することができる時間帯	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要
	11. 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要
	12. 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要

太字の届出にかかる変更は8ヶ月制限がかかります(法第6条第4項)。

※注1) 二つの届出を一つにまとめて届出書を作成して下さい。(詳細は中小企業支援課まで)

注2) ○開店時刻の繰下げ・・・開店時刻を遅くすること(開店時刻:9時→10時)

○閉店時刻の繰上げ・・・閉店時刻を早くすること(閉店時刻:21時→20時)

4 立地法施行時における店舗面積、開店時刻、閉店時刻等について

「既存店」、「経過措置期間内に新設(又は増床)する店舗」、「生協・農協等」について立地法施行時における店舗面積、開店時刻、閉店時刻等についての考え方は次の通りです(届出を行う際の「変更前」の状態に該当します)。

(1) 既存店について

大店法に基づく届出を行い、立地法施行時に既に開店している既存店を設置している者は、立地法施行時の状態で小売業を行わせている限り、立地法に基づく届出を行う必要はありません。

ただし、以下の点に留意してください。

ア 店舗面積に係る事項

(ア) 立地法施行前に店舗面積が減少している場合

店舗面積の合計が大店法に基づき届出した店舗面積より減少している場合は、立地法施行時(平成12年6月1日)の店舗面積を立地法の店舗面積とします。

ただし、店舗面積の減少がテナントの退店等による一時的なものであり、当該店舗面積部分が引き続き恒常的に小売業の用に供することが確実な場合で、経過措置期間内に大店法のテナント入替えの手続きが行われれば、その減少した店舗面積を合計した分までが立地法上での店舗面積となります。

(イ) 立地法施行後に店舗面積が減少する場合

一時的な店舗面積の減少(テナントの入替え等によるもの)ではない店舗面積の減少については、立地法附則第5条第1項の届出を行って下さい。

(ウ) 立地法施行後に店舗面積が基準面積(千㎡)以下となる場合

今後基準面積(千㎡)以下で小売業を行うには、立地法に基づく廃止届出(第6条第5項)が必要となります。

※廃止届出後に再度小売業を行う店舗面積が基準面積（千㎡）を超えることとなる場合には、立地法に基づく新設の届出（第5条第1項）が必要となります。

イ テナント（小売業者）の入替えについて

原則として立地法第5条第1項第4号（店舗面積の合計）、第5号（施設の配置に関する事項）、第6号（施設の運営方法に関する事項）に変更がなければ届出は不要です。

ウ 閉店時刻の取り扱いについて

閉店時刻は、原則として大店法に基づき届出した時刻が立地法施行後も当該大規模小売店舗の閉店時刻となります。大店法の届出内容と実際の営業活動は一致していなければなりません。例えば届出の閉店時刻が22時、立地法施行時の閉店時刻が21時のような場合には立地法施行後の閉店時刻は21時となります。既得権のような考え方はできません。

また、大店法の軽微変更（年間60日以内に限り1時間までの閉店時刻の繰下げ）を行っている場合は次のとおりとなります。

(ア) 立地法施行前に1年以上の営業実績がある場合

立地法施行前の1年間、あるいは直近の暦年又は年度における1年間の営業実績により判断します。

(イ) 立地法施行前に1年以上の営業実績がない場合

日割り案分により、1年間の営業実績とみなします。ただし、3ヶ月以上の営業実績が必要です。

エ 開店時刻について

開店時刻は原則として立地法施行前の1年間の実績を元に、実際に開店している時刻を基本とします。ただし立地法施行までに営業期間が1年を経過していない場合には、営業した期間の状況から1年間同じ状況で営業を続けた場合を類推することになります。また、開店時刻が時期によって異なる場合には、開店時刻の異なる日数が年間60日を超えるかどうかで判断します。

(例) 通常10時で年間70日が9時の場合 → 「9時」

通常10時で年間40日が9時の場合 → 「10時（ただし年60日は9時）」

(2) 生協・農協等について

ア 店舗面積について

立地法施行時（平成12年6月1日）の実際の店舗面積が立地法上の店舗面積となります。

イ 閉店時刻について

閉店時刻は、大店法に基づく既存店と同様な扱いとなり、立地法施行時の実際の閉店時刻が立地法上の閉店時刻となります。

時期によって閉店時刻が異なる場合は次のとおりとします。

(ア) 立地法施行前に1年以上の営業実績がある場合

立地法施行前の1年間、あるいは直近の暦年又は年度における1年間の営業実績により判断します。

- (イ) 立地法施行前に1年以上の営業実績がない場合
実際の営業期間における営業実績から1年間そのペースで営業を続けた場合の状況を類推します。
- (ウ) 閉店時刻の変更があり、その時点から1年が経過していない場合
その期間における状況から、1年間そのペースで営業を続けた場合の状況を類推します。
- (エ) 時期により閉店時刻が異なる場合
閉店時刻の異なる日数が年間60日を超えるかどうかで判断します。
通常21時で年間70日が22時の場合 → 「22時」
通常21時で年間40日が22時の場合 → 「21時（ただし年60日は22時）」
- ウ 開店時刻について
閉店時刻と同様の考え方になります。

注意!!

開店時刻及び閉店時刻について、「既存店」、「生協・農協等」が、立地法施行前の実績をもとに申告を行う場合には、営業実績を記録した書類等を届出書に添付する必要があります。

5 変更届出書の記載例（法第6条第1項、法第6条第2項、附則第5条第1項）

- 新設の場合の「届出書等の記載方法について」（本手引17頁）を参考に記入して下さい。
- 法第6条第1項、第2項の届出書作成の際は「4 下記に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外」に替え、「4 変更する理由」を記載して下さい。
- 変更しようとする事項は「変更前」と「変更後」に分けて記入して下さい。
- 届出書の「4 下記に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外」で別紙とした図面等は、全て別途添付して下さい。

様式第2（第6条関係）／様式第3（第7条関係）／様式第8（第20条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	記入不要
※備考	

（変更）届出書の記載例及び留意点

変更届出書（←法第6条第1項、法第6条第2項）

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書（←附則第5条第1項）

令和 年 月 日

（※届出日を記入）

沖縄県知事 殿

氏名又は名称及び

法人にあってはその代表者の氏名

住所（法人の場合は所在地）

大規模小売店舗立地法〔第6条第1項／第6条第2項／附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：

所在地：

2 変更しようとする事項

（例）

（変更前）閉店時刻 21時

（変更後）閉店時刻 0時

3 変更する年月日

○変更しようとする事項に記入できる事項

立地法第5条第1項

第4号：大規模小売店舗内の店舗面積の合計

第5号：駐車場・駐輪場の位置及び収容台数

荷さき施設の位置及び面積

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

第6号：小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

荷さき施設において荷さきを行うことが

できる時間帯

令和 年 月 日（届出日から約8ヶ月後又は※翌日以降の日）

※法第5条第1項第6号に係る変更の場合は8ヶ月の制限はありませんので、翌日以降の日とすることができます。

※附則第5条第1項の届出の場合

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称及び代表者名： ※小売業者が複数の場合には、主な小売業者について記載し、詳細については、施行規則第4条第1項第

住所（法人の場合は所在地）： 2号「主として販売する物品の種類」を記載する添付書類に記載して下さい。

（2）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇㎡ (※小数点以下を切り上げ)

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

※駐車場ごとの収容台数について記載し、位置は別紙図面等を添付して下さい。

符号	駐車場の種類 ※下記の駐車場の種類例を参考	収容台数		1台当たりの区画の面積(㎡)		位置
		(うち、軽自動車専用台数)		(うち、軽自動車専用区画)		
1	(例) 建物外平面駐車場 (自走式)	〇〇台		〇m×〇m=〇〇㎡		建物南側 (別紙△△頁〇〇図参照)
		(△△台)		(△m×△m=△△㎡)		
2	(例) 屋上等建物内設置方式(自走式)	〇〇台		〇m×〇m=〇〇㎡		店舗3階、R階 (別紙△～△頁〇〇図参照)
		(△△台)		(△m×△m=△△㎡)		
合 計		〇〇台				
		(△△台)				

(駐車場の種類例)

- ・建物外平面駐車場(自走式)
- ・地下駐車場(自走式)
- ・循環駐車場(機械式/専用建物)
- ・平面駐車場(機械式/専用建物)
- ・専用駐車場ビル(自走式)
- ・屋上等建物内設置方式(地下を除く)(自走式)
- ・循環駐車場(機械式/共用建物)
- ・平面駐車場(機械式/共用建物)

②駐輪場の位置及び収容台数

※駐輪場ごとの収容台数について記載し、位置は別紙図面等を添付して下さい。

符号	収容台数	備 考 (原動機付自転車が駐輪した場合の収容台数)	位 置
1	〇〇台	〇〇台	建物正面東側(別紙△△頁〇〇図参照)
合計	〇〇台	〇〇台	

③荷さばき施設の位置及び面積

※荷さばき施設ごとの面積について記載し、位置は別紙図面等を添付して下さい。

符号	面積	(うち、搬出入車両駐車スペース面積)	(搬出入車両の駐車可能台数)	位置
1	〇〇㎡ (小数点第1位四捨五入)	〇〇㎡	〇〇台	建物東側 (別紙△△頁〇〇図参照)
合計	〇〇㎡	〇〇㎡	〇〇台	

※荷さばき施設の面積には、搬出入車両が作業中に駐停車する場所及び荷さばき待ちのために待機するスペースを含みます。

※駐車可能台数は、当該店舗に搬出入を行う車両のうち、標準的な大きさを想定して記載して下さい。

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

※廃棄物等の保管施設ごとの容量について記載し、位置は別紙図面等を添付して下さい。

符号	容量	位置
1	〇〇㎥ (小数点第1位四捨五入)	建物西側 (別紙△△頁〇〇図参照)
合計	〇〇㎥	

※「指針」に区分された廃棄物の種類ごとではなく、保管施設ごとの容量について記載して下さい。

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 〇〇時 閉店時刻 △△時 (24時間表記、24時間営業の場合は「24時間営業」と記載)

※敷地内に複数の小売店舗の建物があり、開店時刻・閉店時刻が建物ごとに異なる場合は、それぞれ記載する必要があります。

(小売業者ごとに開店時刻・閉店時刻が異なる場合、最も早い開店時刻と最も遅い閉店時刻を記載し、詳細については施行規則第4条第1項第2号「主として販売する物品の種類」を記載する添付書類に記載して下さい。)

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

〇〇時 ～ △△時 (例 8時30分 ～ 21時30分又は24時間)

※駐車場が複数あり、利用できる時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載して下さい。

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

※駐車場ごとの出入口について記載し、位置は別紙図面等を添付して下さい。

符号	駐車場No. (配置図上に記載の番号) ← (4(3)①で割り付けた符号)	出入口の数		位 置
		入口	出口	
1	No. 1 - 建物外平面駐車場 (自走式)	○	○	建物西側 (別紙△△頁〇〇図参照)
2	No. 2 - 屋上等建物内設置方式(自走式)			
	合 計	〇〇	〇〇	

※搬出入車両専用の出入口等、来客が使用しない出入口は含みません。

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

〇〇時 ～ △△時 (例 8時 ～ 20時)

(複数の荷さばき施設がある場合)

符号	荷さばき施設可能時間帯
1	〇〇時 ～ 〇〇時

※法第6条第1項、法第6条第2項の届出の場合

4 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の項目は記載しないこと。

6 添付書類について

添付書類は、変更する事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものを立地法第5条第1項の届出（新設の届出）に添付する書類の様式（本手引23頁～）に準じて作成して下さい。なお、添付書類には変更となる事項の「変更前」と「変更後」の状況が分かるように工夫して下さい。

（施行規則第4条に規定する添付書類）

- ① 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- ② 主として販売する物品の種類
- ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- ⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- ⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

（必ず添付する書類）

- 1 届出者の法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
（①）
- 2 届出書の記載事項で別紙添付とした書類及び図面等

（その他の添付書類）

どのような添付書類が必要となるかは、各々の届出内容によって異なりますが、基本的には施行規則に規定される添付書類から変更事項に直接関係のあるものを選択して添付することになります。

変更しようとする事項が周辺生活環境へどのような影響を及ぼすかについては、届出者において判断することになりますが、次の考え方の例を参考に事前に担当者と相談し

て下さい。

(1) 店舗面積の変更

ア 新たな建物を新設する等の増床の場合は、施設の配置に関する事項（駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設）の全般に関係することが想定され、増床面積に対応する②～⑫の添付書類を作成することが必要になると考えられます。

イ 既存建物内の用途の変更による増床（小売業以外に使用していた部分の変更等）の場合は、上記②、③、④、⑤、⑫等を添付することが想定されます。

ウ 店舗面積の減少の場合は、上記③を添付することが必要になると考えられます。

(2) 駐車場・駐輪場の位置及び収容台数の変更

ア 駐車場・駐輪場の収容台数が増加する場合は、届出書の記載事項である「駐車場の位置及び収容台数」の別添書類として、変更前と変更後が記載された「建物の配置図《敷地内の配置図》」等を添付して下さい。

イ 駐車場・駐輪場の収容台数が減少する場合は、上記③、④、⑤、⑥等を作成して必要駐車場収容台数や駐車場出入口における入庫待ち車両の状況について予測し、その結果から必要に応じて対応策等についての書類を添付することが必要になると考えられます。

駐車場・駐輪場の位置の変更が伴う場合は、(7)を参照して下さい。

※駐車場の位置の変更とは、届け出た駐車場の位置と離れた所へ、新たに駐車場を設置する場合をいいます。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積の変更

荷さばき施設の位置及び面積の変更は、荷さばき量の変更の有無や騒音を与える周辺環境への影響が想定され、変更前と変更後の状況が記載された「施設配置図《騒音用》」、上記⑦、⑩、⑪等を添付することが必要になると考えられます。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更

廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更は、変更前と変更後の状況が記載された「施設配置図《廃棄物等に関する施設用》」、上記⑫を添付することが必要になると考えられます。

(5) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更

開店時刻及び閉店時刻の変更は、上記⑦～⑫を添付することが必要になると考えられます。ただし、全てについて予測・調査が必要となるのではなく、周辺環境に与える影響が変化しない事項については、その旨の合理的な説明を添付することになります。

(営業時間の変更が「夜間」に入らない場合の説明会について)

変更後の営業時間が「夜間」の時間帯に入らない場合で、当該変更が実質的に生活環境に与える負荷を増加させることがほとんどないと判断されるときは、施行規則第11条第2項の規定により、説明会は届出等の要旨を掲示することにより行うことができます。

※「夜間」とは、騒音規制法において適用される時間帯で、県内において同法に基づき第1種区域から第4種区域までの指定に係る地域は、午後9時から翌日の午前6時までの時間帯。

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

様々なケースが想定されますが、主に「交通に係る事項」と「騒音」についての影響が考えられます。変更する内容に応じて、上記④～⑫について適宜添付することになると想定されます。

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

出入口の数及び位置の変更の場合は、上記④において当該店舗におけるピーク1時間当たりの来台数を予測し、⑤及び⑥において変更前と変更後の状況を記載し添付する必要があると考えられます。

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

荷さばきの時間帯を変更する場合は、上記⑦を添付し、⑧、⑩、⑪等を必要に応じて添付することが想定されます。

※変更内容によっては、上記以外の添付書類が必要になる場合も考えられますので、届出前に本手引11頁を参考に、届出者において周辺環境に与える影響を十分検討した上で事前相談を行うようにして下さい。

7 参考資料について

参考資料は、届出書及び添付書類を補足するための資料でありますので、変更する事項に関し、以下の該当する項目について、記載して下さい。

(1) 併設施設を含めた必要駐車台数について（本手引3頁、指針二1.(1)①参照）

併設施設の利用者のための駐車場が小売店舗への来客用の駐車場と共用されるように設置される場合、指針に示す考え方を参考に、併設施設を含めた必要駐車台数及びその考え方を記載して下さい。

※関連する添付書類・・・「添付書類4」

(2) 駐輪場の収容台数の算出根拠について（本手引3頁、指針二1.(1)③参照）

駐輪場の収容台数の算出根拠を記載して下さい。

※関連する添付書類・・・「添付書類4」

(3) 自動二輪車の駐車場の確保について（本手引4頁、指針二1.(1)④参照）

自動二輪車の駐車場の設置の有無について記載し、収容台数の算出根拠を記載して下さい。

(4) 6分類以外の廃棄物等の保管施設の容量について（本手引6頁、指針二2.(2)①参照）

添付書類12に示す6分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合には、その保管施設の容量の算出根拠を記載して下さい。